

旭川市立忠和小学校父母と先生の会則（改正案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、旭川市立忠和小学校父母と先生の会と称し、事務局を同校内におく。

（目的）

第2条 本会は、児童の健全育成、福祉増進を図ると共に、会員の生涯学習の充実を目的として、以下の活動を行う。

- 1、家庭と学校の緊密な協力のもとに、教育についての理解を深め、人間性を高めるため会員相互の研鑽を推進する。
- 2、家庭及び地域の教育力を向上させるため、生涯学習の振興を助ける。
- 3、学校の教育的環境の整備と充実に協力し、教育予算の充実を期する。

（会員）

第3条 本会の会員は、旭川市立忠和小学校に在籍する児童の~~父母又はこれに代わる人~~保護者、及び本校の教職員とする。

第4条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

（会費）

第5条 会費は、一世帯~~又は~~一職員あたり一口とし、その金額は総会で決定する。

第6条 会費は、金融機関による自動振替月納とするが、一年分の~~前納を一括納入すること~~もできる。

（会計）

第7条 本会の経費は、会費をもってまかなう~~ことを原則とするが、~~但し、事業収益金及び寄付金を充当することを妨げない。

第8条 会員または外部に対し寄付金を求める場合は、総会に~~諮る事を原則とする諮り、~~承認を得る。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（役員及び顧問）

第10条 本会に、次の役員と顧問を置く。

会長1名、副会長~~3~~2名、会計2名（PI名、TI名）、総務2名、監査~~2~~1名、部長~~5~~3名、副部長~~4~~6名、（各部2名ずつ）、学年代表委員6名、学年副代表委員6名、学級代表委員各学級1名、学級委員 各学級~~5~~3名、事務局若干名

第11条 顧問には校長が当たる。必要に応じて会長が更に委嘱することができる。

2、事務局長には教頭が当たる。

（主要役員）

第12条 主要役員は、会長、副会長、会計、総務、監査、部長、~~顧問~~とする。

~~2、会長、副会長、会計、総務、監査、顧問を特に本部役員とする。~~

（主要役員を選任）

第13条 顧問を除く主要役員は、総会において会員の中から選任する。

2, 役員を選任方法については別に定める。

(役員任期)

第14条 役員任期は、当該年度定時総会選任において承認された時から翌年度定時総会退任時までとし、再任は妨げない。

2, 期のなかばで選任された役員任期は、その期の定時総会までとする。

(主要役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2, 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理代行する。

3, 会計は、会計事務を司る。

4, 総務は、会の運営全般に参加し、各部に所属しない事項を処理する。

5, 監査は、会計及び事業を監査する。

6, 副会長、会計、総務は、各部のうち1つを担当し、運営に協力する。

7, 顧問は、会の運営全般について助言する。

(総会)

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第17条 本会の総会は、会員をもって構成する。

第18条 定時総会は、毎年4月に会長が招集する。

2, 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求がある場合に会長が招集する。

(総会議長)

第19条 総会議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

(総会決議事項)

第20条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

1, 会則の変更

2, 事業計画及び収支会計予算の決定

3, 事業報告及び収支会計決算の承認

4, 主要役員選任

5, その他 特に重要な事項

(役員会)

第21条 本会の役員会は、全役員会、主要役員会、常任役員会の3種とし、重要事項を審議する。

(全役員会)

第22条 全役員会は、総会に次ぐ重要事項の審議決定機関で、緊急やむを得ない場合は、これをもって総会に代えることができる。

(主要役員会)

第23条 主要役員会は、会長、副会長、会計、総務、監査、部長、顧問、事務局本部をもって構成し、会の運営に必要な事項を審議し執行する。

2, 部長欠席のときは、副部長が代理出席する。

(常任役員会)

第24条 常任役員会は、会長、副会長、会計、総務、監査、顧問、部長、学年代表委員、事務局をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1, 各部, 学年委員会の設置と事業計画及び推進
- 2, 内規の設置及び改廃
- 3, 特別委員会の設置
- 4, 役員の欠員補充
- 5, その他

(決議)

第25条 各会の決議は、出席者の過半数の賛成による。

(付則)

第26条 本会の表彰、慶弔、旅費、部の改廃に関する規定は別に定める。

第27条 本会則は、昭和53年4月1日より実施する。

- 2, 昭和55年5月1日に改正する。
- 3, 昭和56年4月1日に改正する。
- 4, 昭和58年4月16日に改正する。
- 5, 平成元年4月16日に改正する。
- 6, 平成9年4月19日に改正する。
- 7, 平成10年4月19日に改正する。
- 8, 平成18年4月15日に改正する。
- 9, 平成25年4月14日に改正する。
- 10, 平成29年11月15日に改正する。

主要役員選任規定

会則(主要役員選任)第13条2項により、次のように定める。

第1条 主要役員の選任は、**主要**役員選考委員会を構成し、候補者の選考に当たる。

第2条 **主要**役員選考委員の選出は次の通りとし、会長がこれを委嘱する。

- 1, ~~各学級委員(各学級×5名)~~より各学年**2**名を選出する。
- 2, ~~部長については、現部長・副部長を含めた全部員の中から~~各部より2名を選出する。
- 3, **主要役員選考委員は、各部の部長及び副部長、学年代表を兼任しない。**
- 3**→**4**, **各主要役員選考委員会に、事務局本部より若干名が参加する。**

第3条 **主要**役員選考委員の中から互選により、委員長1名、副委員長1名を選任する。

第4条 **主要**役員選考委員会は、3月中に**主要**役員の選考を終え、定時総会において**主要**役員選考の経過について報告し、候補者の信任を会員に求めなければならない。

第5条 主要役員に欠員が生じた場合は、全役員会、又は、常任役員会の承認を得て補充する。

第6条 補充された主要役員の任期は、前任者の残り期間とする。

第7条 本規定は、昭和53年4月1日より実施する。

- 2, 平成元年2月23日に改定する。
- 3, 平成2年4月16日に改正する。
- 4, 平成10年4月19日に改正する。
- 5, 平成11年4月17日に改正する。
- 6, 平成12年4月16日に改正する。
- 7, 平成27年4月19日に改正する。
- 8, 平成29年11月15日に改正する。

役員選任規定

会則 (役員及び顧問) 第10条, (役員任期) 第14条により, 次のように定める

第1条 主要役員以外の役員の選任は, 次の通りとする。

- 1, 学級委員は, 各学級において互選で53名選出する。
- 2, 学級代表委員は, 学級委員の中から互選で決定する。但し, 各部の副部長を兼任しない。
- 3, 学年代表委員は, 学級代表委員の中から互選で決定する。
- 4, 副部長 (各部2名) は, 部員の中から互選で決定する。
- 5, 事務局担当の教職員は, 学校側で選任する。

第2条 役員に欠員を生じた場合は, 必要に応じて会長の推薦を受け, 常任役員会の承認を得て補充する。

第3条 補充されて役員任期は, 前任者の残り期間とする。

第4条 本規定に定めた以外のおき場合は, 常任役員会において審議し決定する。また, 緊急の場合においては, 主要役員会の決定による。

第5条 本規定は, 昭和53年4月1日より実施する。

- 2, 平成元年2月23日に改正する。
- 3, 平成10年4月19日に改正する。
- 4, 平成29年11月15日に改正する。

表 彰 規 定

付則 第26条により、次のように定める。

第1条 本会の正副会長が退任する場合には、感謝の意を表する。

第2条 本会の総務、会計、監査、各部部長として2年、その他の役員として通算3年、または、両者を通算して3年、本会の会務に貢献した役員が本規定に該当するものとし、感謝の意を表する。

第3条 会員または会員以外の者が、会または学校のために著しく貢献した場合は、常任役員会の承認を得て表彰する。

第4条 本規定に定めた以外のおきかたの場合には、常任役員会において審議し決定する。また、緊急の場合においては、主要役員会の決定による。

第5条 本規定は、昭和53年4月1日より実施する。

- 2, 平成元年2月23日に改正する。
- 3, 平成元年12月13日に改正する。
- 4, 平成3年3月11日に改正する。
- 5, 平成7年3月8日に改正する。
- 6, 平成18年4月18日に改正する。

慶 弔 規 定

付則 第26条により、次のように定める。

第1条 会員が火災に遭い半焼以上の被害を被った場合は、10,000円の見舞金を贈る。ただし、風・水害・大火など広範囲に災害が及ぶものについては、規定に該当しないものとする。

第2条 会員及び児童本人、及び同居の親族が死亡した場合には、下記の香典を供えて弔意を表する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1, 会員 | 10,000円と生花 |
| 2, 児童 | 10,000円と生花 |
| 3, 同居の親族（ただし会員の1親等以内） | 5,000円 |

第3条 その他、慶弔等に関し必要に応じて、そのつど主要役員会で協議する。また、緊急の場合は、会長の判断による。

第4条 本規定は、昭和53年4月1日より実施する。

- 第5条
- 2, 平成元年2月23日に改正する。
 - 3, 平成2年7月1日に改正する。
 - 4, 平成11年4月17日に改正する。
 - 5, 平成12年4月16日に改正する。
 - 6, 平成27年4月19日に改正する。

旅 費 規 定

付則 第26条により、次のように定める。

第1条 会務を遂行のため、会合（会議）の出席については、次の基準により旅費を支給する。

1, 市内の場合

・全日日程	旅 費	600円	日 当	700円
・半日日程	旅 費	600円	日 当	400円

2, 市外の場合

旅 費	実費支給	日 当	1,500円
宿泊費		1 泊	10,000円

第2条 前条の会合（会議）に要する登録料及び会費は、他の費目より支出する。

第3条 本規定は、昭和53年4月1日より実施する。

第4条 ~~2~~, 平成元年2月23日に改正する。

各 部 設 置 規 定

会則 （役員及び顧問）第10条、付則第26条及び役員選任規定により、次のように定める。

第1条 本会に、会務遂行のため次の部を置く。

1, 教養部

2, 生活部

~~3, 事業部~~

~~4, 施設部~~

~~5, 3, 厚生部~~

第2条 主要役員及び学級委員以外の全会員は、~~生活部か施設部のどちらかの部に所属する。以下~~のいずれかの業務を担う。

1, 運動会自転車整理係及びベルマーク集計係

2, 交通安全指導係（旗振り）

3, 窓ふき係

第3条 本規定は、平成12年4月16日より実施する。

2, 平成29年11月15日に改正する。